

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－知清】

3 カ月検査項目数

24

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数の減	検査回数計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化ヒドロキシオン及び塩化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.5	0.9	1	1	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.08	0.09	0.09	0.09	5分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.093	0.051	0.059	0.093	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',3,3'-ジクロロ-4,4'-ジニトロベンゼン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.006	0.006	0.006	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.005	0.005	0.007	0.007	10分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.005	0.01	0.01	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.01	0.025	0.015	0.025	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	7.4	5.8	6.1	7.4	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	73	70.5	64.5	73	×	1回/3月	可	1回/3月
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	122	112	112	122	×	1回/3月	可	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	×	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH 値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度 (度)	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度 (度)	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.3	0.5	0.5	0.5	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1	5分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.14	0.079	0.11	0.14	5分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	2,2,4,4-テトラヒドロ-2H-ピリジン-3,5-ジール (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.007	0.008	0.008	0.008	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	7.4	6	6.8	7.4	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	70	75.6	67.1	75.6	×	1回/3月	可	1回/3月
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	114	116	114	116	×	1回/3月	可	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	×	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－大瀬】

3カ月検査項目数

22

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.3	0.2	0.2	0.3	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.09	0.09	0.09	0.09	5分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.02	0.007	0.01	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2'',2'''-テトラヒドロベンゾ[1,2-b:4,5-b']ジピリジン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.007	0.005	0.007	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.006	0.015	0.008	0.015	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.009	0.011	0.005	0.011	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	5.1	4.7	4.5	5.1	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	49	34	24	49	5分の1	1回/3月	可	1回/年
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	88	56	54	88	5分の1	1回/3月	可	1回/年
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－立川】

3カ月検査項目数

26

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.3	0.8	0.5	0.8	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.11	0.09	0.09	0.11	5分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.19	0.069	0.097	0.19	5分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2'',2'''-テトラヒドロベンゾ[1,2-b:4,5-b']ジピリジン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブromクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブromクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブromホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.006	0.006	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.085	0.099	0.083	0.099	×	1回/3月	可	1回/3月
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.015	0.062	0.03	0.062	×	1回/3月	可	1回/3月
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.007	0.011	0.011	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	9.3	6.2	6.7	9.3	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	87	84.2	76.6	87	×	1回/3月	可	1回/3月
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	152	135	132	152	×	1回/3月	可	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－岡の成】

3カ月検査項目数

22

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.8	0.8	0.7	0.8	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.08	0.08	0.08	0.08	10分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.045	0.008	0.033	0.045	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	γ-HCH (2000年)及びα-HCH・β-HCH (2000年) (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブromクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブromジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブromホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.005	0.023	0.005	0.023	5分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.007	0.005	0.007	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	4.2	3.3	3.8	4.2	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	46	42	39	46	5分の1	1回/3月	可	1回/年
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	84	78	69	84	5分の1	1回/3月	可	1回/年
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－池田】

3カ月検査項目数

25

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.4	0.7	0.3	0.7	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.08	0.09	0.08	0.09	5分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.006	0.018	0.008	0.018	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2''-トリクロロ-5,5',5''-トリフルオロエタン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブromクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブromクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブromホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.01	0.01	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.005	0.044	0.006	0.044	×	1回/3月	可	1回/3月
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.005	0.017	0.017	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.006	0.005	0.023	0.023	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	4.2	4.6	3.7	4.6	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	39	63	36.9	63	×	1回/3月	可	1回/3月
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	72	109	67	109	×	1回/3月	可	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－立川第二】

3カ月検査項目数

25

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.7	0.6	1	1	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.09	0.08	0.08	0.09	5分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.11	0.053	0.043	0.11	5分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2'',2'''-テトラヒドロベンゾ[<i>a</i>]ピレン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブromクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブromクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブromホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.012	0.011	0.008	0.012	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.075	0.02	0.03	0.075	×	1回/3月	可	1回/3月
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.012	0.012	0.012	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.008	0.007	0.005	0.008	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	6.3	5.5	5.3	6.3	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下			9.6		-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	92.2	87.8	91.6	92.2	×	1回/3月	可	1回/3月
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	135	140	132	140	×	1回/3月	可	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－川登】

3 カ月検査項目数

25

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	1.3	1.1	1.2	1.3	5分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.09	0.08	0.11	0.11	5分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.03	0.006	0.021	0.03	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2'',2'''-テトラヒドロベンゾ[1,2-b:4,5-b']ジピリジン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブromクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブromクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブromホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.06	0.08	0.05	0.08	×	1回/3月	可	1回/3月
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.008	0.006	0.008	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.008	0.005	0.008	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	5.7	3.2	4.5	5.7	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	80	73.3	77	80	×	1回/3月	可	1回/3月
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	145	114	124	145	×	1回/3月	可	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－石畳】

3カ月検査項目数

26

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.003	0.001	0.001	0.003	×	1回/3月	可	1回/3月
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	1.1	0.81	0.89	1.1	5分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.08	0.08	0.08	0.08	10分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.09	0.08	0.08	0.09	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2'',2'''-テトラヒドロベンゾ[<i>a</i>]ピレン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0003	0.0003	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.097	0.054	0.044	0.097	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.043	0.03	0.03	0.043	×	1回/3月	可	1回/3月
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.06	0.03	0.03	0.06	5分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.02	0.01	0.01	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	5.2	5.3	3.9	5.3	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	55.3	63.5	54.2	63.5	×	1回/3月	可	1回/3月
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	105	103	98	105	×	1回/3月	可	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－五十崎】

3カ月検査項目数

25

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数の減	検査回数計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化ヒドロキシゲン及び塩化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	2.3	2.4	2.5	2.5	×	1回/3月	可	1回/3月
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.09	0.09	0.09	0.09	5分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.063	0.042	0.042	0.063	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	3,4,5-トリクロロベンゼン及び2,3,4-トリクロロベンゼン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.007	0.006	0.005	0.007	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.027	0.029	0.023	0.029	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	9.9	9.8	10.3	10.3	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	82	87	85.9	87	×	1回/3月	可	1回/3月
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	147	152	138	152	×	1回/3月	可	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度 (度)	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度 (度)	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－平岡】

3カ月検査項目数

24

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.8	0.6	0.5	0.8	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.08	0.1	0.1	0.1	5分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.057	0.033	0.034	0.057	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2'',2'''-テトラヒドロベンゾ[<i>a</i>]ピレン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.008	0.008	0.007	0.008	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	7.2	5.3	5.6	7.2	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（総硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	72	67.1	63.7	72	×	1回/3月	可	1回/3月
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	114	108	88	114	×	1回/3月	可	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－大久喜】

3カ月検査項目数

24

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	1	0.8	0.9	1	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.1	0.12	0.12	0.12	5分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.048	0.042	0.046	0.048	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2'',2'''-四ヒドロキシ-1,2,3,4-ベンゾキノリン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.006	0.005	0.006	0.006	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	5.7	5.5	5.7	5.7	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	79.9	80.8	65.8	80.8	×	1回/3月	可	1回/3月
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	120	126	98	126	×	1回/3月	可	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.4	0.3	1.3	1.3	5分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.08	0.08	0.1	0.1	5分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.013	0.016	0.083	0.083	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2'',2'''-テトラヒドロベンゾ[1,2-b:4,5-b']ジピリジン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.006	0.005	0.006	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.006	0.005	0.005	0.006	10分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.017	0.009	0.017	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	3.1	4.4	7	7	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	64.3	68.3	72	72	×	1回/3月	可	1回/3月
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	96	90	68	96	5分の1	1回/3月	可	1回/年
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－下宿間】

3カ月検査項目数

24

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	1	1.1	0.2	1.1	5分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.11	0.11	0.08	0.11	5分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.08	0.075	0.018	0.08	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2'',2'''-四ヒドロキシ-1,2,3,4-ベンゾキノリン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.005	0.005	0.006	0.006	10分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.005	0.006	0.006	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.007	0.007	0.011	0.011	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	6.8	6.2	5	6.8	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	81.5	72.9	68.9	81.5	×	1回/3月	可	1回/3月
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	120	122	107	122	×	1回/3月	可	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－川上】

3 カ月検査項目数

23

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.7	0.3	0.6	0.7	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.08	0.08	0.08	0.08	10分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.008	0.008	0.009	0.009	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2'',2'''-テトラヒドロベンゾ[1,2-b:4,5-b']ジピリジン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.012	0.011	0.012	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.007	0.005	0.005	0.007	10分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	4	3.6	4	4	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.0005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	59	49	48	59	5分の1	1回/3月	可	1回/年
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	94	73	104	104	×	1回/3月	可	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH 値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－新田】

3カ月検査項目数

24

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.5	0.4	0.4	0.5	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.08	0.08	0.08	0.08	10分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.01	0.008	0.008	0.01	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2'',2'''-テトラヒドロベンゾ[1,2,3-cd]ピリジン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.015	0.005	0.005	0.015	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.009	0.007	0.006	0.009	10分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.008	0.005	0.005	0.008	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	4.6	3.9	4.9	4.9	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	86.3	88.6	84.3	88.6	×	1回/3月	可	1回/3月
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	112	120	107	120	×	1回/3月	可	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－町下京の森】

3カ月検査項目数

23

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数の減	検査回数計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化ヒドロキシゲン及び塩化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.5	0.4	0.4	0.5	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.08	0.08	0.08	0.08	10分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.016	0.014	0.012	0.016	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	2,4,6-トリクロロベンゼン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.005	0.009	0.005	0.009	10分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.007	0.005	0.005	0.007	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	4.7	3	3.2	4.7	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	68	72.9	67.7	72.9	×	1回/3月	可	1回/3月
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	92	86	77	92	5分の1	1回/3月	可	1回/年
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度 (度)	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度 (度)	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.4	0.4	0.3	0.4	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.08	0.08	0.08	0.08	10分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.038	0.013	0.038	0.038	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2'',2'''-テトラヒドロベンゾ[1,2-b:4,5-b']ジピリジン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.005	0.006	0.005	0.006	10分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	4.1	3.1	3.9	4.1	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	101	120	139	139	×	1回/3月	可	1回/3月
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	136	161	162	162	×	1回/3月	可	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－寺村】

3カ月検査項目数

24

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.5	0.5	0.5	0.5	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.08	0.08	0.08	0.08	10分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.009	0.009	0.009	0.009	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2'',2'''-テトラヒドロベンゾ[<i>a</i>]ピレン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.006	0.005	0.005	0.006	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.058	0.04	0.021	0.058	×	1回/3月	可	1回/3月
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.012	0.005	0.005	0.012	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	3.2	3.1	3.2	3.2	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（総硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	71.8	72.9	71.7	72.9	×	1回/3月	可	1回/3月
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	97	84	84	97	5分の1	1回/3月	可	1回/年
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－立石】

3カ月検査項目数

22

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.003	0.003	5分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.2	0.2	0.5	0.5	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.08	0.08	0.08	0.08	10分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.013	0.011	0.012	0.013	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2'',2'''-テトラヒドロベンゾ[<i>a</i>]ピレン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.015	0.008	0.011	0.015	10分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	3	3	3	3	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（総硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	42	36	41	42	5分の1	1回/3月	可	1回/年
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	66	54	61	66	5分の1	1回/3月	可	1回/年
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－突合】

3 カ月検査項目数

24

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.002	0.002	5分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.5	0.3	0.3	0.5	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.11	0.11	0.1	0.11	5分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.033	0.034	0.033	0.034	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2'',2'''-テトラヒドロベンゾ[1,2-b:4,5-b']ジピリジン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.012	0.01	0.012	0.012	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.006	0.005	0.005	0.006	10分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.006	0.006	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	4.6	5.3	4.9	5.3	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	97.5	95	100	100	×	1回/3月	可	1回/3月
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	134	138	138	138	×	1回/3月	可	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－中田渡】

3カ月検査項目数

22

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数の減	検査回数計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.3	0.2	0.4	0.4	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.08	0.08	0.08	0.08	10分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.007	0.006	0.008	0.008	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2''-トリクロロ-5,5',5''-トリフェニル (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.01	0.005	0.01	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.005	0.006	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.005	0.006	0.006	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.009	0.009	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	4.6	4.1	3.4	4.6	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	33	28	45	45	5分の1	1回/3月	可	1回/年
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	65	58	65	65	5分の1	1回/3月	可	1回/年
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－上田渡】

3カ月検査項目数

22

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.7	0.5	0.4	0.7	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.08	0.08	0.08	0.08	10分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.017	0.018	0.014	0.018	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2'',2'''-テトラヒドロベンゾ[<i>a</i>]ピレン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.007	0.005	0.005	0.007	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.007	0.005	0.029	0.029	5分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.005	0.033	0.033	5分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.01	0.011	0.008	0.011	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	4.4	5.1	4.6	5.1	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	38	42	33	42	5分の1	1回/3月	可	1回/年
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	70	97	61	97	5分の1	1回/3月	可	1回/年
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.002	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目

令和7年度内子町上水道施設水質検査項目等判定資料（浄水）

【上水道－参川】

3カ月検査項目数

22

番号	項目名	基準値	最大値				判定	法定検査回数	検査回数 の減	検査回数 計画
			R04	R05	R06	3年間				
1	一般細菌	100以下						1回/月	不可	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと						1回/月	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 mg/L以下	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	10分の1	1回/3月	可	1回/年
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 mg/L以下	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	10分の1	1回/3月	可	1回/年
10	シアン化物イオン及び強化シアン (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 mg/L以下	0.6	0.5	0.4	0.6	10分の1	1回/3月	可	1回/年
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 mg/L以下	0.08	0.08	0.08	0.08	10分の1	1回/3月	可	1回/年
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.007	0.033	0.012	0.033	10分の1	1回/3月	可	1回/年
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 mg/L以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
16	β-2,2',2'',2'''-テトラヒドロベンゾ[<i>a</i>]ピレン (mg/L)	0.04 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	10分の1	1回/3月	可	1回/年
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.0001	0.0001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001	10分の1	1回/3月	可	1回/年
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 mg/L以下					-	1回/3月	不可	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.022	0.006	0.005	0.022	5分の1	1回/3月	可	1回/年
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 mg/L以下	3.2	4	3.2	4	10分の1	1回/3月	可	1回/年
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
38	塩化物イオン (mg/L)	200 mg/L以下					-	1回/月	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（総硬度） (mg/L)	300 mg/L以下	46	53	58	58	5分の1	1回/3月	可	1回/年
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 mg/L以下	78	67	77	78	5分の1	1回/3月	可	1回/年
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	10分の1	1回/3月	可	1回/年
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	10分の1	1回/月※	可	1回/年
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	-	1回/3月	不可	1回/3月
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 mg/L以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	10分の1	1回/3月	可	1回/年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/L)	3 mg/L以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
48	味	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
50	色度（度）	5度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月
51	濁度（度）	2度以下					連続計測無し	1回/月	不可	1回/月

○判定・・・過去3年間の最大値が基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に省略できるが、1年に1回は検査を行う。

過去3年間の最大値が基準値の5分の1以下であれば1年に1回以上に省略できるため省略する。

※番号8・・・新基準値（R02.04.01～）での過去3年間の検査結果が蓄積されたため、令和5年度計画より通常どおりの判定とする。

※番号42,43・・・藻類の発生が多いと考えられる月に1回実施する。

※番号44・・・定量下限値が基準値の5分の1以上のため省略不可。

・・・毎月検査項目

・・・3カ月検査（省略不可）項目